

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和6年度 和歌山県認知度調査等業務

## 2 業務概要・目的

和歌山県のインバウンド重点国である台湾、シンガポールを対象に、今後のインバウンドマーケティング戦略の構築、また継続した施策の効果測定をはかることを目的に、台湾、シンガポールの現地在住者（現地国籍の方）を対象にした、和歌山県および和歌山県内のスポットや観光素材などの認知度について調査を行う。加えて、調査結果に基づいた、インバウンドマーケティング戦略の提案を行う。

## 3 契約予定期間

契約締結日～令和7年3月31日

## 4 見積限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

## 5 対象市場

台湾、シンガポール

## 6 委託業務の内容

### (1) 認知度調査の対象者、調査方法の提案

以下、ア～ウの条件を踏まえたものとする。

ア 有効回答数 台湾 300人以上、シンガポール 200人以上

イ 調査方法 インターネット調査（登録モニターを対象としたスクリーニング（モニター選別）により対象者を選定の上、調査を実施する）

ウ 調査項目 調査項目は10問程度とすること

### (2) 調査票の作成

### (3) 調査の実施

### (4) 調査結果の集計

### (5) 調査結果に基づいたインバウンドマーケティングの戦略提案

### (6) 報告書の作成

以上(1)～(6)について、任意の様式での提出とする。

## 7 成果品

### (1) 提出物

- ・業務完了届
- ・事業実績報告書

### (2) 提出場所

和歌山県地域振興部観光局観光交流課（県庁東別館2階）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

TEL：073-441-2789 FAX：073-427-1523

## 8 その他留意事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者が行う業務を一括して第三者に委託すること、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、和歌山県と協議の上、業務の一部を再委託することができる。

### (2) 個人情報保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、本業務の受託中に知り得た秘密は他人に漏らさないこととし、本契約が終了した後においても同様とする。

### (3) 守秘義務及び受託者の責任

受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本件業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。また、契約期間が終了した後であっても同様とする。万が一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

### (4) 完了届及び実績報告書の提出

受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を和歌山県に提出し、検査を受けなければならない。なお、業務完了届の提出にあたっては、事業実績報告書を添えることとする。

### (5) 契約金額の支払い

受託者は、上記（4）の和歌山県による検査に合格したときは、適法な手続きに従って、契約金額の支払いを請求することができる。和歌山県は、受託者からの請求を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

### (6) 業務の継続が困難となった場合の措置

契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

#### ①受託者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合

和歌山県は契約の取り消しをすることができる。この場合、和歌山県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

#### ②その他の事由により、業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、和歌山県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により、本業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより、契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了、もしくは契約の取消しなどにより、次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

(8) その他

- ①受託者は、和歌山県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- ②受託者は、委託事業の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに和歌山県に報告して協議を行い、その指示を受けること。
- ③この仕様書に規定するもののほか、実施にあたり疑義が生じた場合は、和歌山県と受託者双方で協議の上決定する。
- ④仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。